

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人
日本視覚障害者団体連合

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の概要

1. 設立年月日 : 昭和23年8月18日

2. 活動目的及び主な活動内容 :

日本視覚障害者団体連合は視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織です。1948年(昭和23年)に結成された、都道府県・政令指定都市における60の視覚障害者団体の連合体で、国や地方自治体の視覚障害者政策一人権、福祉、教育、職業、環境問題等一の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 全国視覚障害者福祉大会の開催
- ・ 情報宣伝活動(月刊の点字版情報誌『点字日本』、音声版情報誌『日視連アワー』、インターネット版音声情報誌『声のひろば』、点字・墨字版機関紙『愛盲時報』等)
- ・ 点字図書館、点字出版所、録音製作所、更生相談所(総合相談室)の設置運営
- ・ 国際交流
- ・ 文化、スポーツの振興 等

3. 加盟団体数 : 60団体(令和8年4月時点)

4. 法人代表 : 会長 竹下 義樹

5. URL : <http://nichimou.org/>



令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 同行援護

(1)ガイドヘルパーが運転する車による移動時間を同行援護の報酬の対象に加えること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(2)過疎地等における同行援護の利用実態を踏まえ、長時間利用に特化した報酬体系を新設し、適用すること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(3)同行援護の開始時と終了時に利用者の居宅内で利用目的に関連する支援を15分間行った場合、その支援を報酬の対象に加えること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

2 視覚障害者向けの歩行訓練を行う事業 ＜自立訓練(機能訓練・生活訓練)、地域生活支援事業の「生活訓練等」＞

(1)歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者への訓練を行う施設に対しては、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」の増額、人員配置の緩和を行うこと。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(2)歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者への訪問訓練を行う施設に対しては、「訪問による訓練」の報酬単価を増額すること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(3)歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者が訓練を行う施設に通所する際、同行援護の利用を認めること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(4)地域生活支援事業において、視覚障害者向けの歩行訓練や生活訓練を行う事業(生活訓練等)を必須事業にすること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(5)歩行訓練士の人材育成を推進し、歩行訓練士の配置基準を設けること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

(1)ガイドヘルパーが運転する車による移動時間を同行援護の報酬の対象に加えること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 公共交通機関の廃止あるいは縮小が進んでいる地域に住む視覚障害者を中心に、全国的に車を使った同行援護の利用を求める声が高まっている。そのため、本連合は上記要望の実現を求める陳情を毎年行っている。
- しかし、現在の同行援護は、「ガイドヘルパーが利用者を車に同乗させて運転している時間は、道路交通法に定める安全な運転を行う必要があり、利用者への介助を行うことができないため、介助の提供を評価する障害福祉サービスの算定対象にしない」と考えていることから、ガイドヘルパーが運転する車を使って同行援護を行えないことになっている。
- また、福祉有償運送、道路運送法における許可又は登録を要しない運送等により、車を利用して同行援護の事業を実施する事業所は増えてきているものの、事業所側は車を運転している部分を無報酬または少額で行っているため負担が大きい。そのため、上記要望の実現を通して、安定的な事業運営を行いたいと考える同行援護の事業所は非常に多い。
- 今後、公共交通機関の廃止あるいは縮小が全国的に拡大することが明白である。これらを踏まえ、上記要望の実現を求める。
- なお、公共交通機関の廃止あるいは縮小が進んでいる地域で、車を利用せずに同行援護を利用すると、遠方にある公共交通機関まで歩いて移動する、電車やバスが来るまで待つ等、おのずと利用時間が長くなってしまう。もし、ガイドヘルパーが運転する車を使って同行援護を行えば、移動時間や待機時間は短くなるため、不必要な利用時間が発生しなくなる可能性がある。

(2) 過疎地等における同行援護の利用実態を踏まえ、長時間利用に特化した報酬体系を新設し、適用すること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 昨今の同行援護では、サービス提供範囲の広域化が課題になっている。例えば、同行援護事業を実施している事業所向けのアンケートでは、同行援護を実施する事業所の68.1%が、最も遠い利用者宅までの移動距離が20kmを超えていると回答している。
- このような地域に住む視覚障害者は、買い物や通院等をするにも近隣にはスーパーや病院がないことが多く、同行援護を利用して遠方まで行くことになる。その場合、同行援護の利用時間は長時間になることが多い。
- しかし、現在の同行援護の報酬は長時間の利用になるほど単価が下がる設定になっていることから、事業所の収益率は短時間の利用よりも長時間の利用の方が低くなる。そのため、長時間の利用を敬遠する事業所が増えつつあり、このような地域では、長時間の依頼を受けない事業所も存在している。
- 全国のどこに住んでいても、同行援護を利用したいときに利用できないことは、視覚障害者の移動の自由を奪っているのと同義である。全国の視覚障害者が等しく同行援護を利用するためにも、上記要望の実現を求める。
- なお、同行援護は様々な目的で利用されており、宿泊等で長時間の利用を依頼する者もいる。そのため、本要望は都市圏の視覚障害者のニーズを含めた要望であることに留意したい。

(3) 同行援護の開始時と終了時に利用者の居宅内で利用目的に関連する支援を15分間行った場合、その支援を報酬の対象に加えること。
＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 視覚障害者が同行援護を利用して食料品等の買い物をした際、購入した食料品の内容、賞味期限等を自身で確認することが難しい。そのため、その確認を同行援護のガイドヘルパーに依頼したいと考える視覚障害者は多い。同行援護を利用する視覚障害者向けのアンケートでは、69.0%の者が買い物をして帰宅した際に食料品の表示内容の読み上げ、仕分けを行ってほしいと回答している。また、買い物以外にも、自治体に提出する申請書類を事前に確認したい、洋服の汚れがないかを確認してほしい等、同行援護の開始前の支援を求める回答も多い。
- 一方で、同行援護事業を実施している事業所及びガイドヘルパー向けのアンケートでは、35.6%の事業所及びガイドヘルパーが購入した食料品等の表示内容の読み上げ、仕分け等を実際に行ったと回答している。しかし、この支援は無報酬で実施しているケースも多い。なぜなら、同行援護は外出時における支援を前提としているため、居宅内の支援は対象外となっているからである。
- 他方、居宅内で同内容の支援を行うのであれば、居宅介護、地域生活支援事業の意思疎通支援事業「代筆・代読支援」が該当するものの、同行援護とは別に利用契約を結ぶ、同行援護を利用した直後にこれらの支援を受けられないことがある等、シームレスな支援が期待できない。また、居宅介護であれば、利用時間が少ない者は他の優先度が高い支援の利用時間に充てざるを得ないこと、地域生活支援事業の意思疎通支援事業「代筆・代読支援」であれば、そもそも実施している自治体が少ないこと等の課題がある。
- さらに、購入した食料品の賞味期限の確認等を同行援護で担うのであれば、買い物の時点でガイドヘルパーがある程度の商品情報を把握していることから、前述の居宅介護、地域生活支援事業の意思疎通支援事業「代筆・代読支援」で支援を行うよりも、効率的に短時間で支援が行えるメリットもある。
- これらを踏まえ、上記要望の実現を求める。

(1) 歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者への訓練を行う施設に対しては、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」の増額、人員配置の緩和を行うこと。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 視覚障害者を対象にした訓練は、障害特性からマンツーマンで行う必要がある。特に、視覚障害者に対する歩行訓練は、訓練を受ける者の年齢、障害の程度、地域性によって訓練方法や支援内容が異なることから、その者に合った手厚い訓練や支援が必要である。
- そのため、自立訓練(機能訓練・生活訓練)で視覚障害者に訓練を行う場合、現状の人員配置の基準(1:6)を踏まえた訓練の提供は難しく、実際にはマンツーマン(1:1)に近い人員配置で訓練を行っている。
- しかし、この人員配置で訓練を行うことは、訓練を行う施設にとっては経営面での負担が大きい。そのため、視覚障害者への訓練については、上記を実現させることで、訓練を行う施設の経営の安定化を目指すことが必要である。
- なお、人員配置については、現状を踏まえると、「1:2.5以下」に改めることが妥当と考える。

(2) 歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者への訪問訓練を行う施設に対しては、「訪問による訓練」の報酬単価を増額すること。
＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 安全に歩行するための技術を習得するため、歩行訓練を受けたいと考える視覚障害者は多い。その中で「自宅で歩行訓練を受けたい」というニーズは、中途視覚障害者を中心に非常に強い。一人で歩くことができない視覚障害者が、歩行訓練を受けるために自立訓練(機能訓練・生活訓練)の施設に出向くことは非常に困難であるため、このような声があることは当然である。
- しかし、現状の自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、施設に通所または入所することが前提になっていることから、自宅で歩行訓練を受けることは難しい。
- また、「訪問による訓練」については別の報酬単価が設定されているが、遠距離の訪問を行った場合に採算がとれない等の理由があり、視覚障害者向けに自立訓練(機能訓練・生活訓練)を行っている施設から増額を求める声が多い。
- そのため、上記要望の実現を求める。

(3) 歩行訓練を中心とする自立訓練(機能訓練・生活訓練)において、視覚障害者が訓練を行う施設に通所する際、同行援護の利用を認めること。
＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 安全に歩行するための技術を習得するため、歩行訓練を受けたいと考える視覚障害者は多い。ただし、多くの視覚障害者は、一人で歩いて移動することができないため、他者に移動の支援を依頼しなくては歩行訓練を行う自立訓練(機能訓練・生活訓練)の施設に辿り着くことができない。そのため、自立訓練(機能訓練・生活訓練)の施設へ訪問するために同行援護を利用したいとの要望が非常に多い。
- しかし、自立訓練(機能訓練・生活訓練)には「通所加算」があるため、同行援護を利用して施設に訪問しようとする、その訪問の部分はサービスの重複に当たるとして、同行援護の利用が認められないケースが多い。
- 一方で、「通所加算」には送迎距離の限界があり、遠方になればなるほど対応ができないことが多い。また、人員配置の基準が足かせとなり運転手を用意できないことも課題になっている。
- 歩行訓練を受けたいと考える視覚障害者のために、上記要望の実現を求める。
- なお、この要望を実現することにより、自立訓練(機能訓練・生活訓練)を利用する視覚障害者の数が増えることが想定される。ある程度の人数が集まることで、一部の訓練は集団訓練が可能になり、必要な訓練のみマンツーマンで行うことができ、効率的な事業運営が期待できる。

(4) 地域生活支援事業において、視覚障害者向けの歩行訓練や生活訓練を行う事業(生活訓練等)を必須事業にすること。
＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 要望事項(1)(2)(3)を踏まえると、視覚障害者向けの歩行訓練を自立訓練(機能訓練・生活訓練)で担うことには限界がある。特に、視覚障害者の多くが望んでいる自宅で歩行訓練を受けること、的確な歩行訓練を行うためにマンツーマンで訓練を行うことは、現状の自立訓練(機能訓練・生活訓練)では難しい部分がある。
- そのため、一部の地域では地域生活支援事業の「生活訓練等」により、マンツーマンによる訪問訓練を行っている。地域生活支援事業の「生活訓練等」により歩行訓練を受け、自信を取り戻した視覚障害者は少なくはない。つまり、現状の歩行訓練は、自立訓練(機能訓練・生活訓練)ではできない支援を地域生活支援事業の「生活訓練等」が補完している形になっている。
- しかし、地域生活支援事業の「生活訓練等」は任意事業であることから、各自治体での実施率は低い。また、確固たる予算がないため、自治体の意向で減額または事業が終了になるケースもある。
- そのため、地域生活支援事業の中で強制力の強い必須事業にすることで、地域生活支援事業の「生活訓練等」で歩行訓練を安定的に実施することを目指したい。自立訓練(機能訓練・生活訓練)ではできないことを補完することも含め、上記要望の実現を求める。
- なお、地域生活支援事業の「生活訓練等」による歩行訓練、さらには視覚障害者向けの各種生活訓練を充実させるためには、各自治体が行う事業を支援する存在として、各都道府県に「視覚支援センター」を設置することも検討してほしい。

(5) 歩行訓練士の人材育成を推進し、歩行訓練士の配置基準を設けること。

＜視点1・視点2・視点3・視点4・視点5・視点6＞

- 全国の視覚障害者は、自身が生活する場所で簡単に歩行訓練が受けられないことに不満があり、その改善を求めている。その中で、歩行訓練士の数を増やすことを求める声が高まっている。
- 全国で稼働する歩行訓練士は約200人とされており、歩行訓練士が在籍しない県も存在する。この状況は「視覚障害者が歩行訓練を受けたいときに訓練を受けることができない」ことを意味している。実際に歩行訓練を受けたいと思っても、遠方の施設に通うことになる、何か月も待たなければ歩行訓練を受けられない等、簡単に歩行訓練を受けることができない。
- そのため、国が責任をもって歩行訓練士の人材育成を推進することで、歩行訓練士の数を増やし、歩行訓練を受けたいと思う視覚障害者のニーズに的確に対応していくことが必要である。
- 他方、要望事項(1)(2)(3)(4)で指摘した通り、視覚障害者に対して歩行訓練を行うことは制度的な課題が散見し、歩行訓練を実施したくても実施できない地域が多い。一部の自立訓練(機能訓練・生活訓練)の施設は、視覚障害者向けの歩行訓練を実施すればするほど赤字になり、他の障害者への訓練を行うことで採算を保っている所もある。このような構造があるため、歩行訓練を行う施設・事業所の数が増えず、結果的に歩行訓練士の働く場が確保されていないことに繋がっている。
- 働く場が無くては歩行訓練士の数が今後増えることはない。そのため、歩行訓練士の配置基準を設けることで、歩行訓練を受けたいと思う視覚障害者のニーズをカバーするとともに、歩行訓練士の働く場の確保を目指す必要がある。
- なお、本要望については、全国の視覚障害者のニーズ、全国の歩行訓練士の雇用状況、全国で歩行訓練を行う施設の経営状況等を整理した上で、適切な配置基準の設定、歩行訓練士の数の目標設定を行うことが必要である。そのため、本要望の実現に向けた調査事業の実施が必要である。

日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「同行援護」(令和4年～令和7年)①

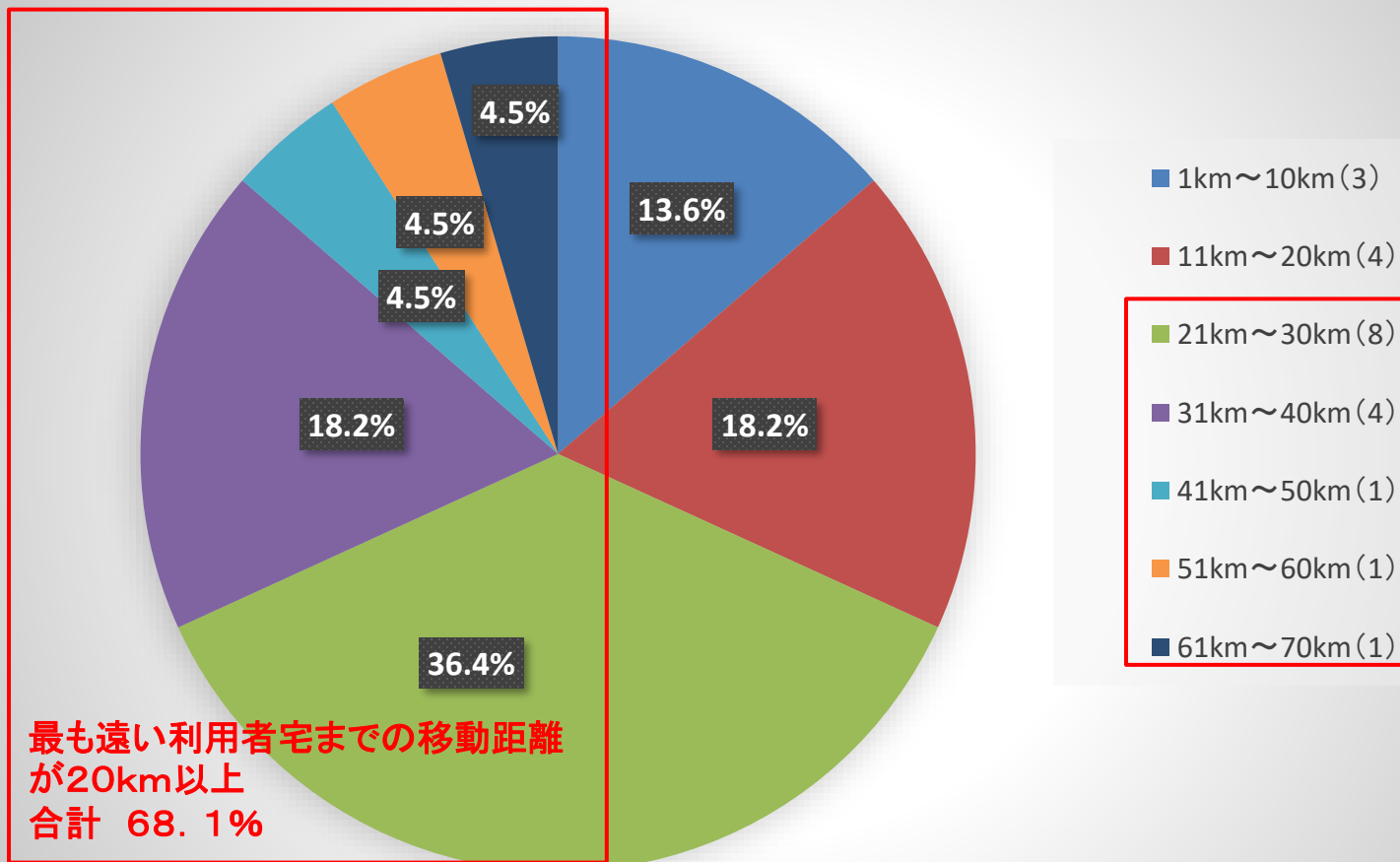
カテゴリー	サブカテゴリー	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年
1. 支給内容	(1)利用時間	視覚障害者の外出に欠かすことのできない同行援護事業の支給量について、一人ひとりの事情に応じた時間数を支給するようにすること。	同行援護における地域間格差をなくし、利用時間の制限の撤廃等を通して個人のニーズに合った支給量を得られるようにすること。		同行援護における地域間格差をなくし、利用時間の制限を撤廃させ、個人のニーズに合った支給量が確保されるようにすること。
	(2)自己負担		同行援護の利用者の自己負担を廃止すること。	同行援護の利用者の自己負担を廃止すること。	
	(3)対象者	身体障害者手帳を持ってない眼球使用困難症の者も同行援護を利用できるようにすること。	アセスメント表の評価に基づいて支給決定が決まる同行援護が、身体障害者手帳を持たない眼球使用困難症の者も対象であることを、国から全国の自治体へ強く周知すること。	アセスメント表の評価に基づいて支給決定が決まる同行援護が、身体障害者手帳を持たない眼球使用困難症の者も対象であることを、国から全国の自治体へ強く周知すること。	
	(4)その他		同行援護の自己負担の算出にあたっては、利用者のみの課税額を対象とすること。また、月額上限の区分を細分すること。		介護保険対象者が通院する際に、同行援護が利用できることを周知徹底すること。
2. 利用方法	(1)車の利用	公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者が車を運転している場合にも、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。	公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者の車の利用を認めること。また移動中・待機(見守り)時間も報酬算定の対象であることを明確にすること。	公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者の車の利用を認め、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。	公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者の車の利用を認め、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。
	(2)通勤・通学での利用			視覚障害児が、同行援護のような介助者の支援を受けながら通学する制度を新設すること。また子供を育てる視覚障害者が、子供の通園及び通学の際に同行援護を利用できるようにすること。	通勤や通学、子供の通園等で同行援護の利用ができるよう、同行援護の支援適用範囲を広げるか、新たな福祉制度を新設すること。
	(3)施設入所者の利用	高齢者施設に入所している視覚障害者にも同行援護が利用できることを、国から全国の自治体に周知徹底すること。		施設利用者が同行援護を利用できるようにすること。	
	(4)その他		同行援護のサービスで、外出前及び帰宅後も外出の用務との関係で必要なサービスが受けられるようにすること。		

日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「同行援護」(令和4年～令和7年)②

カテゴリー	サブカテゴリー	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年
3. 運営関連	(1)報酬単価	同行援護従業者の人員不足の解消、質の良い同行援護従業者の確保するために、同行援護の基本報酬の介護給付費単位数を引き上げること。	「視覚障害者ガイドヘルパーの日」の制定を踏まえ、ガイドヘルパーを志望する人が増え、人材確保がしやすく、また事業所の安定的な運営が図れるよう、同行援護に係る報酬を引き上げること。	同行援護事業所が継続でき、従業者を確保するための方策を立てること、さらには同行援護従事者養成カリキュラムの見直しができることを踏まえ、同行援護に係る報酬を引き上げること。	視覚障害者がどの地域でも同行援護を安定的に利用できるようにするため、空白地区の自治体に対し、必要な同行援護事業所を育成し従業者を養成すること。そのために報酬の見直しも実施すること。
	(2)加算	同行援護従業者の不足を補うとともに、サービス提供者等の安定した職域を確保するためにも、同行援護における福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件を緩和し、どの同行援護事業所でも同加算が受けられるようにすること。			同行援護従業者養成研修応用課程において代筆・代読支援のカリキュラム拡充を行い、応用課程修了者を採用する事業所への加算を設定すること。
	(3)車の利用		「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に基づき、障害福祉サービス「同行援護」において、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可又は登録が不要であることを幅広く周知すること。	福祉有償運送によってガイドヘルパーが運転する車に視覚障害者が同乗し、移動した際、その移動時間を報酬算定の対象に加えること。	
	(4)新たな制度(提案)	同行援護制度の維持・継続と充実のため、長時間利用時の報酬単価を引き上げること。		疎地域や山間部では、同行援護のガイドヘルパーが利用者の自宅まで往復するのに時間を要するため、その往復の交通費を支給できる補助制度を設けること。	
	(5)その他		同行援護の事業所においてヘルパーを確保するため、サービス提供責任者が管理するヘルパーの人数を緩和すること。		同行援護従業者の資質を向上させ、コロナ禍であっても必要な移動に対してサービスを行うことができるように自治体を指導すること。
4. ヘルパーの養成	(1)制度面の改善	同行援護従業者の養成を都道府県及び市町村の必須事業とすること。			
	(2)資質向上研修	不足する同行援護従業者を確保するために、地域の大学生に同行援護従業者養成研修を受講してもらい、積極的に同行援護従業者として活動してもらえよう、国から関係機関に働きかけること	同行援護従業者の資質を高めるため、同行援護従業者の養成及び資質向上研修を全ての地域で実施すること。		
	(3)その他	同行援護従業者養成研修の費用は、地域生活支援事業(任意事業)により、自治体から委託された養成機関に助成されていることから、この事業を全国の自治体で実施するよう、国から各自治体に通達等で働きかけること。	一部の自治体で認められている、移動支援従事者養成研修を修了したことで同行援護従業者養成研修一般課程と同等に扱われている者に対し、国が定める同行援護従業者養成研修を受講することを促すよう、国から各自治体に働きかけること。		

日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 加盟事業所向けアンケート調査
実施日 令和7年6月 回答数 22

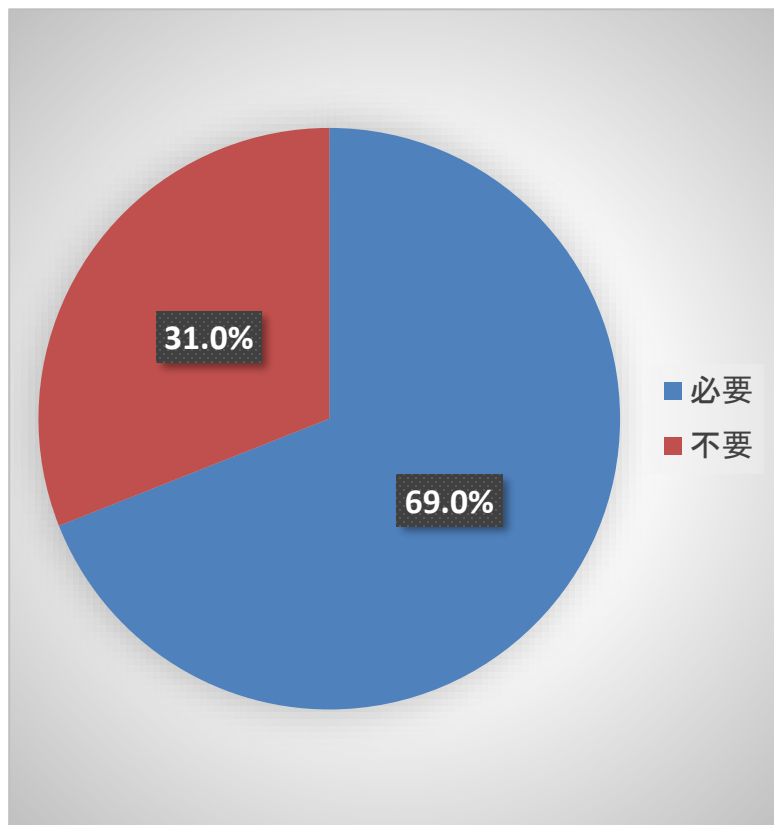
Q 最も遠い利用者宅までの距離



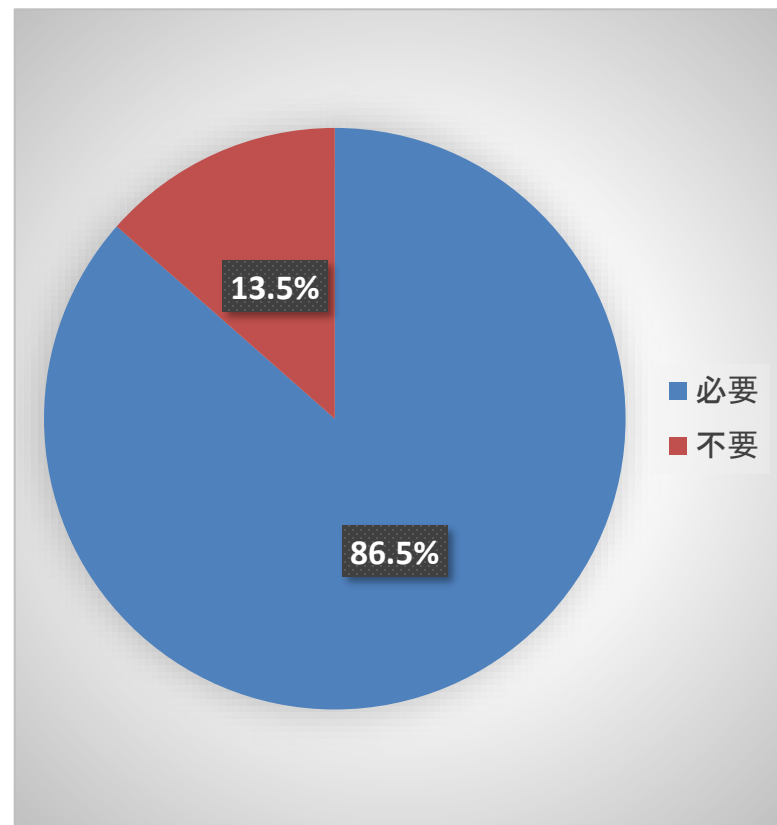
日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 利用者向けアンケート調査(同行援護の利用前及び利用後の居宅内の支援)

実施日 令和8年5月 回答数 200

Q 冷蔵庫の中身を確認すること、購入したものの仕分けを希望するかどうか



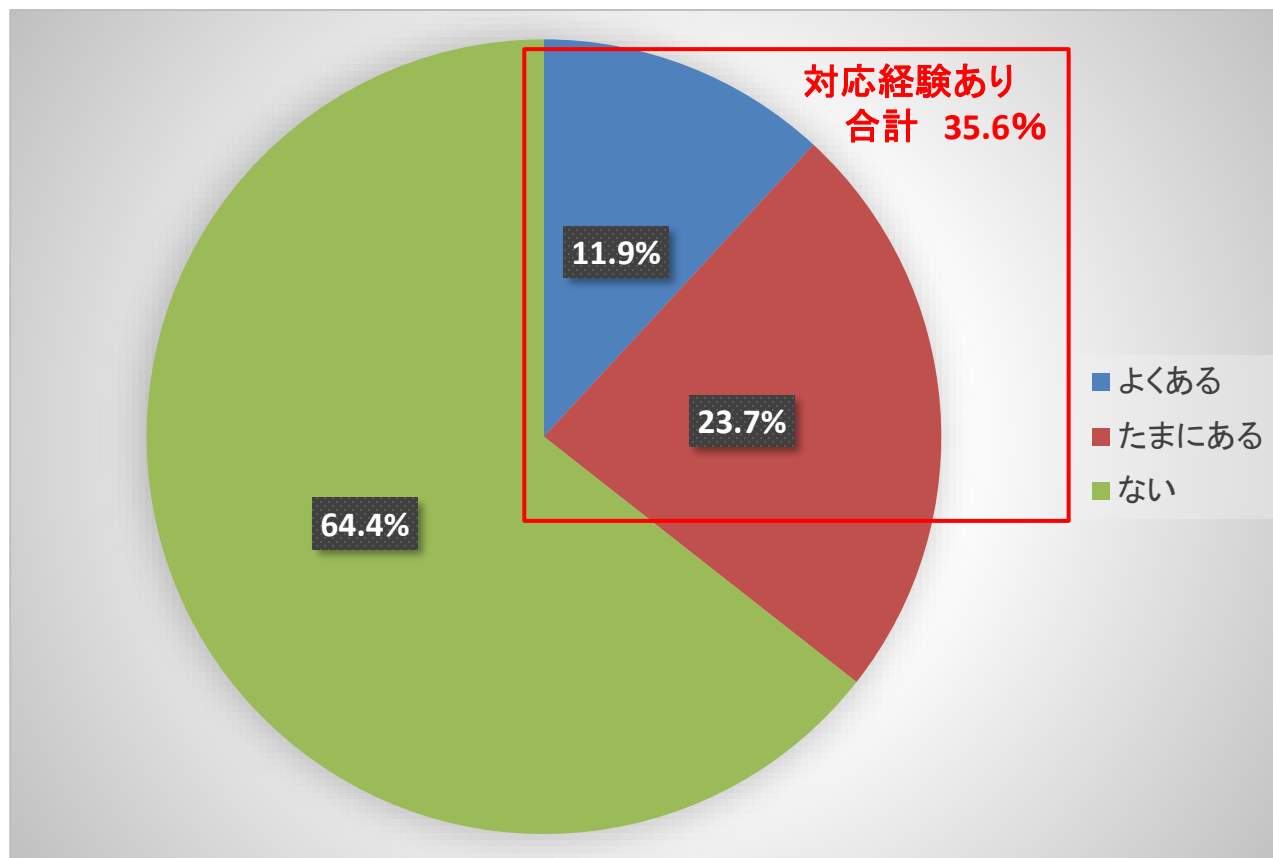
Q 洋服の汚れの確認、物を探すことを希望するかどうか



日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 加盟事業所向けアンケート調査(同行援護の利用前及び利用後の居宅内の支援)

実施日 令和8年5月 回答数 59

Q 冷蔵庫の中身を確認すること、購入したものの仕分けを行っているか



調査結果 訓練施設:視覚リハ実施施設の実施体制(平成27年)

対 象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

	機能訓練	非機能訓練
常勤換算職員数(平均) ①	8. 3	3. 7
利用定員(平均) ②	1 8. 4	なし
のべ利用者数/244日 (平均) ③	1 2. 2	4. 0
職員:利用者(②/①)	2. 2	
職員:利用者(③/①)	1. 5	1. 1

○ 職員と利用者の人員配置比率は、いずれも「1:2. 2」以下で運営を行っている
※制度で人員配置比率は「1:6」

調査結果 訓練施設:訓練の実施体制(平成27年)

対 象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績

出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業

「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

	機能訓練		非機能訓練	
職員:利用者	1:1	1:複数	1:1	1:複数
歩行	100%	0%	100%	0%
パソコン	0%	100%	71.4%	28.6%
点字	40%	60%	85.7%	14.3%
ADL	100%	0%	85.7%	14.3%
ロービジョン	80%	20%	85.7%	14.3%

- 歩行、ADL、ロービジョン訓練は安全の確保や個別性の高さから、マンツーマンでの手厚い対応が中心となっている
→ 視覚障害者の訓練は「1:複数」の訓練が実施しづらい

調査結果 視覚障害者が望む歩行訓練の条件(平成28年)

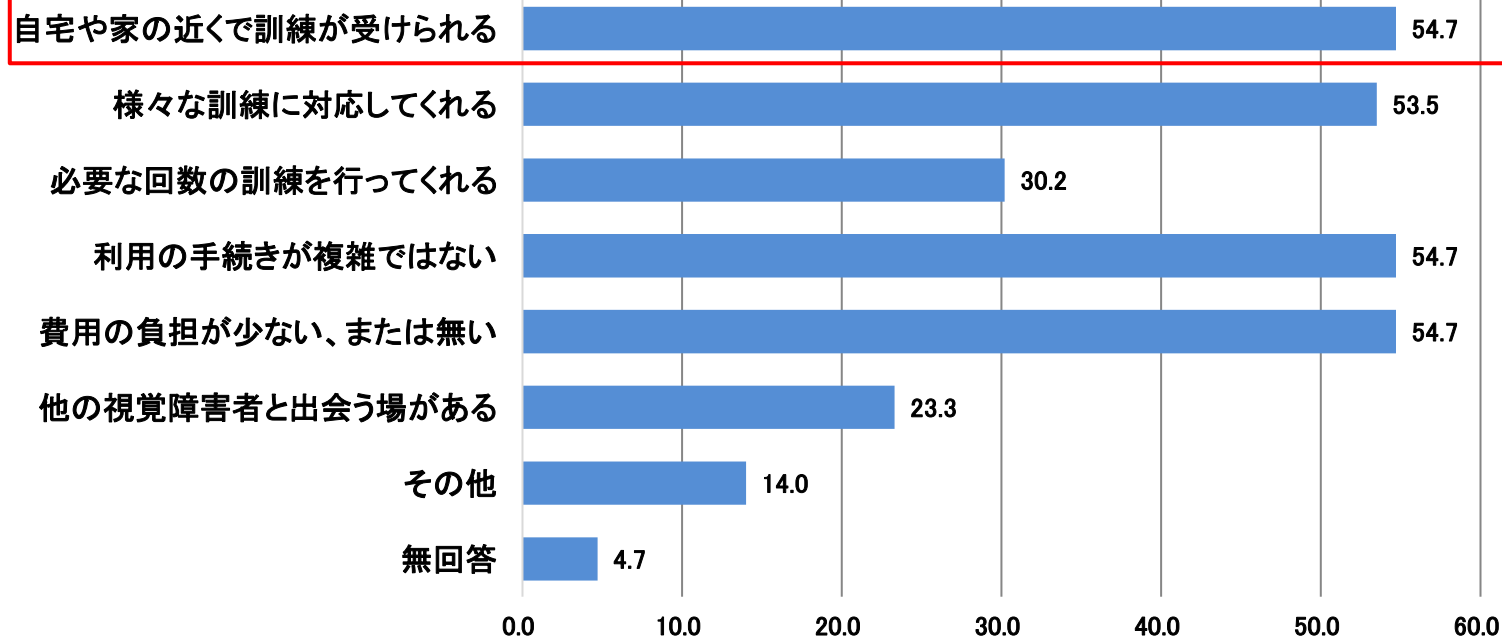
対 象 : 訓練未経験の視覚障害者(86名)

出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業

「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

希望する訓練条件 (単位: %)(訓練未経験86件)



○ 自宅訓練(訪問訓練)のニーズは高い

調査結果 訓練施設:運営上の課題(平成27年)

対 象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績

出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業

「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

	機能訓練				非機能訓練			
	Yes		No		Yes		No	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
利用者の確保が困難	4	80.0	1	20.0	0	0.0	7	100.0
施設通所に同行援護が利用できないことで利用に支障が出ている	4	80.0	1	20.0	0	0.0	7	100.0
業務内容が多岐にわたり利用者対応の時間の確保が困難	3	60.0	2	40.0	4	57.1	3	42.9
訓練ができる専門家の確保が困難	3	60.0	2	40.0	5	71.4	2	28.6
現状の報酬では採算がとれず経営が困難	3	60.0	2	40.0	3	42.9	4	57.1

○ 機能訓練では、同行援護が利用できない傾向が見られる。